

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 31 日

各都道府県 男女共同参画主管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について（一部改正）

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、「令和 4 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和 4 年 5 月 26 日付け府政経運第 280 号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）により、「令和 4 年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領 第 2 部 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」が一部改正され、令和 3 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に加えて、新たに令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯も本給付金の支給対象となりました。

また、それに伴い、配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している事例における事務処理についても一部改正され、別添の「配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金関係事務処理について（一部改正）」（令和 4 年 5 月 27 日付け内閣府本府令和 3 年経済対策世帯給付金等事業担当室事務連絡。以下「給付金等事業担当室事務連絡」という。）のとおり示されました。特にご留意いただきたい事項は、下記のとおりです。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、本事務連絡の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市区町村にも周知いただきますようお願いいたします。

なお、給付金等事業担当室事務連絡については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県の婦人相談所等の関係機関及び婦人相談員へ周知が行われる予定であることを申し添えます。

記

1 配偶者からの暴力を理由に避難している避難者に対する助言等

配偶者暴力相談支援センター等においては、本給付金の申出を行う避難者に対応する際に、別添のリーフレットを参考に、

- DV等で住所地¹以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を避難者自身が受給できる可能性があること
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件を満たせば、避難者自身が現在居住する市区町村から受給することができること
- 避難者自身が給付金を受給するためには、現在居住する市区町村で手続きをする必要があること

について案内していただくとともに、必要に応じて本給付金担当窓口に対して相談を行うように助言等していただきますようお願いいたします。

2 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

給付金等事業担当室事務連絡の第一の2（2）②の証明書については、婦人相談所において発行するものとされていますが、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署及び行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（別紙様式1）も、上記証明書と同様のものとして取扱うとされています。

つきましては、配偶者からの暴力の被害者の求めに応じて、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行を迅速に行っていただきますようお願いいたします。

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
田島、池橋、菊地、成宮

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線 37547）

E-mail：g.dv.y3p@cao.go.jp

¹ 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいう